

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

申請者氏名 河原 昌一郎

2006年10月30日、中国において「農民專業合作社法」が制定された。同法は1949年に中国が成立してから初めての「協同組合」に関する法律であり、民国期の1934年に制定された「中華民国合作社法」から数えて70年余のことである。

農村における合作社とはいわゆる「農業協同組合」に相当する中国での呼称に他ならない。とはいえ、社会主義を経験した中国においては農業協同組合に相当するものは供銷合作社（販購買協同組合）や農村信用社（信用協同組合）など、農産物の流通や信用といった農業生産の外部に関連するものよりは、いわゆる農業生産協同組合の系列に属する互助組、初級（高級）合作社、人民公社、社区經濟組織といった経営類型の方が重視され、前者は後景に退いていたといってよい。しかし、1978年からの改革開放期においては農民による自発的・自生的な組織としての「農民專業合作社」が各地に生まれ、これを今後の主要な協同組合組織として法認すべく「農民專業合作社法」が制定されたわけである。

これまで中国の農村合作社については、日本はもとより中国においても、特定の時期の、特定の合作社類型に関する研究は豊富に存在しているものの、戦前の民国期から今日までの通史的研究であるとともに、全ての経営類型を対象とした総合的な研究は存在していない。本研究は、農村合作社の農業共同化機能および組織・企業形態の解明を基本的視点としつつ、通史的で総合的な分析を行うことによって、中国農村合作社制度の独自性と特色を初めて包括的に明らかにした労作であるといってよいであろう。

本論文はこうした問題意識に基づいて、民国期（～1936年）、日中戦争・国共内戦期（1937～1948年）、土地改革・農業合作化期（1949～1957年）、人民公社期（1958～1977年）、改革開放期（1978年～）の時期区分に対応させて、全ての合作社類型について、農民の地位、権利・義務関係を明確にするために、合作社の組織・企業形態（成員・規模・機関・所有・支配・経営・危険負担など）の分析を行っている。

論文は11章、396ページからなる大作であり、その一部始終を要約することは困難である。そこで、個々の時期の包括的な研究によって把握された知見を通史的に整理して得られた合作社制度の変化に関するポイントをまとめれば次の通りとなるだろう。

民国期の農村合作社制度は無限責任制から有限責任制へと変化するが、こうした変化は内的発展要因によるものではなく外的要因によるもので、農民にとって合作社は借金をするための組織であるという本質的関係は変わらなかった。

土地改革・農業合作化期においては、農民の個別経済が集団経済へと移行したことによって農村合作社制度の制度的枠組みが変化し、個別経済を前提にして設立された供銷合作社および農村信用社が初級・高級合作社の指導・支援を主たる役割とするようになった（指導・支援）。

人民公社期には党委員会による人民公社の統一的指導という中国独自の制度が成立するが、生産隊、供銷合作社、農村信用社の相互に優越的関係がなく、また、相互の関係の希薄化が進んだ（相互関係の希薄化）。

改革開放期では農家請負經營を基礎に市場經濟に対応した合作社制度の確立が求められる。当初期待された供銷合作社および農村信用社の体制改革が十分な効果をあげない中で、市場に柔軟に対応できる新たな組織としての專業合作組織に期待が集まり、社區經濟組織、供銷合作社、農村信用社との連携・支援の下での発展が期待されているが、今後の組織的発展には課題も少なくない。とはいえ、改革開放期は中国農村合作制度史、專業合作組織の設立を通して、農民が初めて合作社の設立を主導する役割を果たすようになったという意味で画期的な意義を有する時期となっている。

本論文に対しては、個々の時期を貫通するような諸合作社の発展・展開論理を明示して欲しかったとか、こうした展開過程を経た中国の合作經濟組織の今後の発展方向に関する大胆な問題提起が欲しいといった意見がないわけではない。しかし、それらの意見は本研究が切り開いた学問的な地平の高さ故に、次の研究課題への期待が表明されたものとみるべきであろう。この意味で本研究は中国農業の発展を理解する上での鍵となる農村合作社制度についての初めての本格的な包括的研究であり、学術上、応用上貢献するところが少なくない。よって審査委員一同は本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。